

# 三朝町農業・林業支援施策ガイド

三朝町では、農業や林業を推進するため、様々な施策を実施しています。  
今後のみなさんの取り組みの参考にしてください。

(令和2年12月1日現在)

## <農業関係>

事業名	内 容	補助金交付単価等
経営所得安定対策事業 (申請時期：6月)	○水田活用の直接支払交付金 (R2) 戦略作物：大豆、飼料作物など 飼料用米 (※収量に応じて)	35,000円/10a 55,000円/10a～
日本型直接支払制度 (令和2年度 第5期スタート)  ※集落が申請します。	○多面的機能支払交付金 ①水路の泥上げ、農道の維持管理作業 ②植栽や鳥獣被害防止柵の設置等 ③水路、農道の補修や更新  ○中山間地域等直接支払交付金 農業活動を継続することへの支援 (5年間)  ○環境保全型農業直接支払交付金 県特別栽培農産物の認証+堆肥の施用 (取組農家のグループで申請)	3,000円/10a 1,800円/10a 4,400円/10a  21,000円/10aほか  4,400円/10aほか
水田地力増進対策事業	○水田地力増進対策事業 (申請時期：R3年3月) 次年度作付に向けて、コシヒカリ、きぬむすめ、星空舞、ひとめぼれ、三朝神倉大豆の圃場に堆肥を投入する土づくりを支援します。	3,000円/10a
鳥獣被害対策事業 (相談：随時)  ※集落や農事組合が申請します。	○国事業 (3戸以上・集落) ワイヤーメッシュ、電気柵の新設。  ○県事業 (2戸以上・集落又は農事組合等) 国事業の受益区域以外での取り組み  ○町事業 (集落又は農事組合等) 既設のワイヤーメッシュ柵等の補修・強化に係る経費について支援します (電気柵については、ポール及び柵線を除く補修費)。  ○わな猟狩猟免許取得助成 有害捕獲に従事する場合、取得経費の一部を助成します。	町からの無償貸与  補助率2/3  補助率1/2  上限5,000円
その他担い手に対する支援	○三朝町水田農業担い手協議会 遊休農地を積極的に借り入れる等、意欲ある地域の担い手農家を応援します。 ⇒水田受託支援助成金 (申請時期：R1年12月) 三朝町水田農業担い手協議会会員の水田受託を支援します。  ○集落営農組織の育成 集落の有志で組織を立ち上げ、地域農業を守る取組を支援します。 (組織の設立支援、機械等整備補助など)  ○新規就農者・親元就農者の支援 新たに農家として就農を希望される方、担い手農家の後継者の親元就農を支援します。 (技術研修、資金支援など)	意欲ある会員を募集中です。 3,000円/10a (上限450,000円/人)  組織化や活用事業等について、まずは農林課にご相談ください。  就農計画等について、農林課にご相談ください。

## <森林・林業関係>

事業名	内 容	補助金交付金単価等
枯松等伐採促進事業 (申請時期：随時)	山林や住宅近くの枯松やナラ枯れ木を伐採し、 美観の維持及び住民の安全を確保します。	補助率 1/2
竹林整備事業 (相談：随時)	放置竹林等の整備活動を支援し、竹林の拡大防 止を森林環境の改善を図ります。 (委託事業又は自力施工)	基準単価による積算 事業費の 8 割補助

これらの事業は、交付要綱などにより交付要件が定められています。交付の要件や手続き等につきましては、役場農林課（電話 43-3515）までお問い合わせください。

## <その他>

### ○三朝神倉大豆の生産者の募集について

町では、JAや鳥取県と連携し、三朝町の特産品として『三朝神倉大豆』の生産を振興しています。

特 徴： 一般的な品種の大豆と比べて大粒で大豆イソフラボンを 2 倍近く含む。 生産状況： 生産者 28 名 作付面積 約 28ha (令和 2 年産) 加工品： 豆腐「神のはな」、納豆「神のつぶ」、豆乳「神のしずく」、 水煮大豆「神のつぶみ」、大豆あんのどら焼き「神の笑み」 (県中部だけでなく県東西部や県外でも販売され、好評を得ています。)
--

今後も三朝米に次ぐ基幹作物として、前述の施策を含めて支援を行っていきますが、さらなる増産と品質向上を図るために、意欲ある生産者の方を募集します。

『三朝神倉大豆』の来年の作付をご検討される場合は、三朝町農林課（電話 43-3515）、またはJA鳥取中央三朝経済センター（電話 43-0915）までご相談ください。

### ○作り手のない水田の情報について

町内では、年々遊休農地が増える傾向にあります。

「誰かに耕作してもらいたいが、自分では耕作者を探せない」といった水田がありましたら、農林課または農業委員会にご相談ください。町内の担い手農家やグリーンサービスなどで組織する「三朝町水田農業担い手協議会」で情報を共有し、来年の耕作に向けて作り手をできる限りお探しします。

○相談窓口：農林課（電話 43-3515）、農業委員会（電話 43-3507）